

※令和8年4月1日から施工予定

○岸和田市都市公園条例

昭和41年 7 月14日条例第15号

改正

昭和42年 3 月22日条例第14号
昭和43年 3 月30日条例第12号
昭和43年12月14日条例第42号
昭和44年 6 月21日条例第25号
昭和44年10月 1 日条例第37号
昭和45年 1 月28日条例第 1 号
昭和46年 6 月18日条例第33号
昭和48年 6 月22日条例第33号
昭和48年12月26日条例第46号
昭和49年 6 月14日条例第30号
昭和50年 3 月15日条例第 8 号
昭和52年 3 月28日条例第10号
昭和52年 9 月 8 日条例第33号
昭和53年 3 月27日条例第 9 号
昭和54年 3 月13日条例第13号
昭和54年 6 月 8 日条例第23号
昭和54年12月13日条例第36号
昭和55年 3 月25日条例第 7 号
昭和56年 3 月24日条例第15号
昭和57年 3 月24日条例第11号
昭和58年 9 月20日条例第21号
昭和59年 3 月31日条例第15号
昭和60年12月18日条例第25号
昭和61年 3 月25日条例第13号
昭和62年 3 月31日条例第10号
昭和63年 3 月29日条例第 9 号
平成元年 3 月28日条例第 6 号
平成 3 年12月 6 日条例第32号
平成 8 年 6 月19日条例第28号
平成 8 年 9 月 4 日条例第32号
平成 9 年 3 月18日条例第 8 号
平成 9 年 6 月19日条例第21号
平成10年 3 月20日条例第15号
平成11年 3 月15日条例第 7 号
平成12年 3 月21日条例第13号
平成17年 3 月22日条例第17号
平成17年 9 月 6 日条例第56号
平成18年 6 月22日条例第35号
平成19年 3 月15日条例第 3 号
平成19年 3 月15日条例第 4 号
平成20年 3 月21日条例第13号
平成23年 3 月23日条例第 7 号
平成23年 9 月 5 日条例第22号
平成25年 3 月26日条例第27号
平成25年 6 月27日条例第40号
平成26年 3 月24日条例第14号

平成30年 3月27日条例第7号
平成30年 7月 2日条例第43号
平成30年 9月 5日条例第54号
令和 3年 1月28日条例第2号
令和 5年 3月24日条例第17号

岸和田市都市公園条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

第1節 都市公園の設置基準（第3条の2・第3条の3）

第2節 公園施設の設置基準（第3条の4・第3条の5）

第3節 特定公園施設の設置基準（第3条の6－第3条の15）

第3章 都市公園及び公園施設の管理運営

第1節 行為の制限（第4条・第5条）

第2節 有料施設（第6条－第12条）

第3節 利用の禁止又は制限（第13条）

第4節 公園施設の設置又は占用の許可（第14条・第15条）

第5節 監督（第16条－第17条）

第6節 使用料（第18条－第22条）

第7節 雑則（第23条・第24条）

第4章 指定管理（第25条－第27条）

第5章 補則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園で本市が設置するものをいう。

2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

3 この条例において「特定公園施設」とは、前項に規定する公園施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第2条第15号に規定するものをいう。

4 この条例において「有料施設」とは、第2項に規定する公園施設のうち、本市が管理し、有料で使用するもの（別表第1左欄に掲げるものを除く。）をいう。

（他の条例に定める公園施設）

第3条 別表第1の左欄に掲げる公園施設の管理運営等については、他の条例に定めるところによる。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

第1節 都市公園の設置基準

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第3条の2 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第3条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

（2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容

易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第2節 公園施設の設置基準

(公園施設の設置基準)

第3条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

(許容建築面積の特例)

第3条の5 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、前条第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「令」という。)第6条第1項第1号に規定する建築物 100分の10

(2) 令第6条第1項第2号に規定する建築物 100分の20

2 都市公園に令第6条第1項第3号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条第1項又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 都市公園に令第6条第1項第4号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 都市公園に法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設(法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設をいう。以下同じ。)である建築物(令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合においては、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第3節 特定公園施設の設置基準

(特定公園施設の設置基準)

第3条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設の新築、増築又は改築を行う場合における当該特定公園施設に係る移動等円滑化法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第3条の15までに定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合にあっては、この限りでない。

(園路及び広場)

第3条の7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この節において「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口、通路、階段(その踊場を含む。以下同じ。)及び傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、規則で定める基準に適合するものであること。

- (2) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (3) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (4) 次条から第3条の13までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第3条の8 屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) 車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」という。）の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第3条の9 休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。
 - (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
 - (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
 - (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の12第2項の基準に適合するものであること。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第3条の10 野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口並びに出入口と次号に規定する観覧のための場所及び第3号の便所との間の経路を構成する通路は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧のための場所として規則で定める基準に適合するものを規則で定める数以上設けること。
- (3) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の12第2項の基準に適合するものであること。

（駐車場）

第3条の11 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として規則で定める基準に適合するものを規則で定める数以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

（便所）

第3条の12 便所は、床の表面が滑りにくい仕上げがなされたものであることその他規則で定める基準に適合するものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、便所を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとして規則で定める基準に適合するものでなければならない。

（水飲場及び手洗場）

第3条の13 水飲場及び手洗場を設ける場合は、それぞれのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

（掲示板及び標識）

第3条の14 掲示板及び標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであって、かつ、当該掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものでなければならない。

第3条の15 第3条の7から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の7の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

第3章 都市公園及び公園施設の管理運営

第1節 行為の制限

(行為の許可)

第4条 都市公園内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) はり紙若しくははり札又は広告を表示すること。
 - (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 業として、写真又は映画を撮影すること。
 - (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を専用して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 住所、氏名及び職業（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容とする。以下法人について、同じ。）
 - (2) 行為の目的
 - (3) 行為の期間
 - (4) 行為を行う都市公園又は公園施設
 - (5) 行為の内容
 - (6) その他市長の指示する事項
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 4 市長は、前項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。
- 5 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 公園施設をその用途以外に使用すること。
- (8) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
- (9) 他の来園者又は付近住民に著しく迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障のある行為をすること。

第2節 有料施設

(有料施設の使用時間等)

第6条 有料施設の使用時間、休場日、休館日等は、別表第1の2に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時に使用時間、休場日、休館日等を変更することができる。

(有料施設の使用許可)

第7条 有料施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(有料施設の使用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、有料施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、若しくは汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他市長において使用を不相当と認めるとき。

(有料施設の使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、有料施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反すると認めたとき。

(2) 法令に違反する行為を行つたと認めたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(有料施設の特別の設備)

第10条 市長は、使用者に対して、有料施設の使用に関し必要な設備を命ずることができる。

2 前項の設備に伴う経費は、すべて使用者の負担とする。

3 使用者は、第1項に規定する設備をしたときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを行ひ、その費用を使用者から徴収することができる。

第11条 使用者は、有料施設の使用に関し特別な設備を設けてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可をした場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、有料施設の使用を終えたときは、直ちに使用器具等を所定の場所に返納し、使用場所を原状に復さなければならない。

2 第9条の規定により、使用の許可を取り消された場合も同様とする。

第3節 利用の禁止又は制限

(利用の禁止又は制限)

第13条 市長は、災害その他の理由により、都市公園の利用が危険であると認める場合は、その区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。

第4節 公園施設の設置又は占用の許可

(公園施設の設置又は占用の許可申請書の記載事項)

第14条 法第5条第1項に規定する許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 住所、氏名及び職業

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所及び面積

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理方法

キ 工事の実施方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 公園の原状回復の方法

コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 住所、氏名及び職業

イ 公園施設の所在地及び種類

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

- 2 法第6条第2項に規定する許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 住所、氏名及び職業
 - (2) 工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の種類及び数量
 - (3) 占用物件の管理方法
 - (4) 工事の実施方法
 - (5) 原状回復の方法
 - (6) その他市長の指示する事項
- 3 前項の許可申請を提出する場合においては、当該許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第15条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

第5節 監督

（監督処分）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の許可を取り消し、又は原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けたとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては第4条第1項の許可を取り消し、又は原状回復若しくは行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 公衆の都市公園の利用に著しく支障があると認めるとき。
 - (3) その他公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第16条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- （工作物等を保管した場合の公示の方法）

第16条の3 法第27条第5項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を告示するとともに、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示することによって行うものとする。

- 2 前項の規定による公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同項に規定する期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等（法第27条第5項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を市広報に掲載する等適切な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に対し閲覧に供しなければならない。
- （工作物等の価額の評価の方法）

第16条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第16条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第16条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を所有者

等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第17条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 都市公園を構成する土地又は物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (5) 法第27条第1項若しくは第2項又は前条の規定により、必要な措置を命ぜられた者がその措置を完了したとき。

第6節 使用料

(使用料)

第18条 法第5条第1項及び法第6条第1項の許可を受けた者は、別表第2又は別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第19条 使用料(有料施設の使用料を除く。以下この条において同じ。)は、許可の際徴収する。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該年度以降の使用料は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。

- 2 市長は、相当な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用料を徴収すべき年度内において当該使用料を分納させることができる。
- 3 使用料の額が年を単位として定めているものにあつては、1年に満たない期間は、月割りをもって計算(1月に満たない端数は、1月とする。)するものとし、月を単位とするものにあつては、1月に満たない日数は、1月を30日として、当該日数により日割りをもって計算するものとする。
- 4 1件の許可に係る使用料の額について、その算定した額が100円に満たない場合にあつては100円とし、その額が100円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額とする。

(有料施設の使用料)

第20条 第7条の規定により有料施設の使用の許可を受けた者は、その許可の際に、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。ただし、特に市長が認める場合においては、後納することができる。

(使用料の還付)

第21条 既納の使用料(第19条に規定する使用料及び前条に規定する使用料をいう。以下同じ。)は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第22条 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

第7節 雑則

(都市公園の区域その他の変更及び廃止)

第23条 市長は、都市公園の区域その他を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の変更に係る事項又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

(準用規定)

第24条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

第4章 指定管理

(指定管理者による管理)

第25条 都市公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

- 2 前項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、有料施設の使用時間を変更し、又は休場日、休館日等を変更し、若しくは別に定めることができる。

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者が行う都市公園の管理の業務は、次のとおりとする。ただし、法令により特別の定めがあるときは、この限りでない。

- (1) 都市公園内における行為の許可（当該許可を受けた事項を変更しようとするときを含む。）に関する業務
 - (2) 有料施設の使用許可等都市公園の利用に関する業務
 - (3) 有料施設の利用の料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
 - (4) 利用料金の還付及び減免に関する業務
 - (5) 都市公園の維持管理に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し市長が必要と認める業務
- 2 指定管理者が前項第1号の業務を行う場合においては、第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として同条の規定を適用し、同項第2号の業務を行う場合においては、第7条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。
- 3 指定管理者が第1項第4号の業務を行う場合においては、第21条中「使用料（第19条に規定する使用料及び前条に規定する使用料をいう。以下同じ。）」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第22条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。（有料施設の利用料金）
- 第27条** 第25条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第20条の規定にかかわらず、有料施設を利用しようとする者は、利用の許可を受けた際、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合においては、この限りでない。
- 2 利用料金の額は、第20条の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。
- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。

第5章 補則

(その他)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 岸和田市公園地使用条例（昭和28年条例第28号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際現に使用の許可を受けている者は、この条例によって許可を受けた者とみなす。

附 則（昭和42年3月22日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日条例第12号抄）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月14日条例第42号）

この条例は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則（昭和44年6月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年6月9日から適用する。

附 則（昭和44年10月1日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年1月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年6月18日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定のうち北公園及び第3条の改正規定は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月26日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月14日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月15日条例第 8 号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、昭和50年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月28日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年 9 月 8 日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月27日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月13日条例第13号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 6 月 8 日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年12月13日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月25日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月24日条例第15号）

この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月24日条例第11号）

- 1 この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。ただし、中央公園市民プール及び管理棟に関する部分の規定は、公布の日から起算して 6 箇月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の岸和田市都市公園条例別表第 2 の規定中スポーツ広場及び球技広場に関する部分の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可の申請があり、かつ、同日以後に使用の許可を受けた者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者又は同日前に使用許可の申請があり、かつ、同日以後に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年 9 月20日条例第21号）

この条例は、昭和58年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月31日条例第15号）

この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年12月18日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の岸和田市都市公園条例の規定（中略）は、昭和60年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和61年 3 月25日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の岸和田市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年 3 月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から起算して 2 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和63年 3 月29日条例第 9 号）

- この条例は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から起算して 2 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成元年 3 月28日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の岸和田市都市公園条例第12条第 2 項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後に使用することとなっていた日に係る使用料の還付について適用し、同日前に使用することとなっていた日に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年12月 6 日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月19日条例第28号）

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成8年9月4日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年11月7日から施行する。ただし、改正後の岸和田市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第4第1項、第3項及び第4項の規定は、平成9年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 新条例別表第4第1項、第3項及び第4項の規定は、平成9年4月1日以後の特定施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の特定施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月18日条例第8号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月20日条例第15号）

この条例は、平成10年4月15日から施行する。

附 則（平成11年3月15日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の岸和田市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月21日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第17号）

この条例は、平成17年4月1日から施行し、改正後の岸和田市都市公園条例第5条、第14条、第17条、第18条及び第24条の規定は、平成16年12月17日から適用する。

附 則（平成17年9月6日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の岸和田市都市公園条例第15条の規定により委託している都市公園の管理については、平成18年9月1日（その日前に都市公園の管理を指定管理者に行わせることとなる場合には、当該指定管理者による管理が行われる日の前日）までの間、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月22日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）第2条中岸和田市都市公園条例別表第1の2中央公園の部岸和田市総合体育館の款の改正規定（「昭和23年法律第178号」の次に「。以下「祝日法」という。」を加える部分を除く。）は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に附則第3項の規定による改正前の岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号）の規定によりした処分、手続その他の行為であつて、この条例に相当の規定があるものは、この条例の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月21日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市都市公園条例別表第1の2及び別表第4の規定は、平成20年6月1

日以後の特定施設（中央公園管理棟の会議室を除く。以下同じ。）の使用に係る使用時間及び使用料について適用し、同日前の特定施設の使用に係る使用時間及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月23日条例第 7 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月 5 日条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年以内の範囲内において規則で定める日から施行する。（後略）
（平成24年 5 月23日規則第34号で、同24年 5 月28日から施行）

附 則（平成25年 3 月26日条例第27号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 6 月27日条例第40号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月24日条例第14号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月27日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 7 月 2 日条例第43号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月 5 日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月28日条例第 2 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月24日条例第17号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年7月4日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市都市公園条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた公園施設の設置に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた公園施設の設置に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条第 2 項第 7 号に規定する便益施設のうち、売店に限る。）の設置の許可を受ける者を公募の方法により決定した場合における当該公園施設の設置に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 3 条関係）

他の条例に定める公園施設

公園施設名	都市公園名
岸和田市総合体育館	中央公園
岸和田市民道場心技館	千亀利公園
岸和田城	
岸和田市五風荘	
岸和田市二の丸広場観光交流センター	
岸和田市野田プール	野田公園
岸和田市立野田公園テニスコート	牛ノ口公園
岸和田市立牛ノ口公園運動広場	
岸和田市立牛ノ口公園テニスコート	久米田公園
岸和田市立久米田公園運動広場	
岸和田市朝陽プール	臨海緑地
岸和田市墓苑	岸和田市墓苑

別表第 1 の 2（第 6 条関係）

有料施設の使用時間等

都市公園名	有料施設名	使用時間	休場日・休館日
中央公園	テニスコート スポーツ広場	5 月～ 8 月 8 : 00～19 : 00 9 月～ 4 月 9 : 00～17 : 00	12月29日～翌年 1 月 3 日
	プール	10 : 00～17 : 00	9 月 1 日～翌年 6 月 30 日
	管理講習室 棟 多目的室 会議室	9 : 00～17 : 00	12月29日～翌年 1 月 3 日
	駐車場 1 駐車場 2 駐車場 3 駐車場 4	0 : 00～24 : 00	無休
南公園	小体育館 会議室	9 : 00～21 : 00	12月29日～翌年 1 月 3 日
浜工業公園	テニスコート 球技広場 1	5 月～ 8 月 8 : 00～19 : 00	(1) 12月29日～翌年 1 月 3 日
	球技広場 2	9 月～ 4 月 9 : 00～17 : 00	(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)第 2 条 に規定する敬老の日の前日及び 前々日
	管理トレーニング室 棟 集会室 会議室	9 : 00～17 : 00	

別表第 2（第18条関係）

1 公園施設を設ける場合の使用料

行政財産の使用料の徴収に関する条例（昭和39年条例第13号）第 2 条第 1 項に規定する市長が定める使用料の額とする。

備考

- 公園施設の面積が 1 平方メートルに満たないとき、又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは 1 平方メートルとして算定するものとする。
- 公園施設（法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する便益施設のうち、売店に限る。）の設置の許可を受ける者を公募の方法により決定した場合にあっては、この表に規定する額に立地条件等を勘案して市長が別に定める数を乗じて得た額以内の額とする。

2 公園施設を管理する場合の使用料

都市公園名	種別	単位	使用料
中央公園	売店	1 月	20,000円

別表第 3（第18条関係）

占用物件		単位	期間	使用料（円）
電柱	第 1 種電柱	1 本	1 年	1,820
	第 2 種電柱			2,830
	第 3 種電柱			3,840
電話柱	第 1 種電話柱	1 本	1 年	1,640
	第 2 種電話柱			2,640
	第 3 種電話柱			3,650
電柱若しくは電話柱の支柱、支線柱若しくは支線又は電柱及び電話柱以外の柱類		1 本	1 年	940

共架電線その他上空に設ける線類		1 m	1 年	10
地下電線その他地下に設ける線類		1 m	1 年	5
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個	1 年	1,710
簡易携帯電話システム無線基地局		1 基	1 年	850
その他のもの		1 m ²	1 年	1,400
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1m未満のもの	1 m	1 年	110
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			170
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			230
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの			330
	外径が0.4m以上1m未満のもの			830
	外径が1m以上のもの			1,200
	その他のもの	1 m ²	1 年	1,400
太陽電池発電施設		1 m ²	1 年	1,400
工事用施設又は工事用材料置場		1 m ²	1 月	440
保育所その他の社会福祉施設（令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）又は自転車駐車場若しくは地域における催しに関する情報を提供するための看板若しくは広告塔		行政財産の使用料の徴収に関する条例第2条第1項に規定する市長が定める使用料の額		
その他都市公園の一時的な占用に係るもの		1 m ²	1 日	44

備考

- 1 占用の面積が1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、占用の長さが1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして算定するものとする。
- 2 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 共架電線とは電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

別表第4（第20条関係）

1 中央公園

（単位：円）

区分			単位	使用料
テニスコート			コート1面につき 1 時間	700
スポーツ広場			1 時間	1,200
プール	一般	大人（高校生以上）	1 回	400
		小人（小・中学生）	1 回	200
	団体（30人以上）	大人（高校生以上）	1 回	320
		小人（小・中学生）	1 回	160
管理棟	講習室		1 時間	300
	講習室冷暖房費		1 時間	300
	多目的室		1 時間	500
	多目的室冷暖房費		1 時間	500
	会議室		1 時間	300

会議室冷暖房費			1 時間	300
マイクロホン			一式	2,000
シャワー			1 回	100
駐車場 1	車高2.3m未満	1 台	30分まで	無料
			30分を超え、2 時間まで	100
			2 時間を超える 1 時間までごとに	100
	車高2.3m以上、2.85m未満	1 台	30分まで	無料
			30分を超え、2 時間まで	300
			2 時間を超える 1 時間までごとに	300
	車高2.85m以上	1 台	30分まで	無料
			30分を超え、2 時間まで	500
			2 時間を超える 1 時間までごとに	500
駐車場 2	車高2.3m未満	1 台	30分まで	無料
駐車場 3			30分を超え、2 時間まで	100
駐車場 4			2 時間を超える 1 時間までごとに	100

備考 スポーツ広場を使用する場合で、アマチュアスポーツ又は保健事業以外のものに使用するとき、この表に規定する額の 5 倍の額を徴収する。

2 南公園

(単位：円)

区分	単位	使用時間	使用料
小体育館	1 時間	9：00～17：00	500
		18：00～21：00	600
会議室	1 時間	9：00～17：00	300
		18：00～21：00	400

3 浜工業公園

(単位：円)

区分	単位	使用料
テニスコート	コート 1 面につき 1 時間	700
球技広場 1	1 時間	1,000
球技広場 2	1 時間	1,000
管理棟	トレーニング室	1 時間 500
	集会室	1 時間 300
	集会室冷暖房費	1 時間 300
	会議室	1 時間 300
	会議室冷暖房費	1 時間 300
マイクロホン	一式	2,000
シャワー	1 回	100

備考 球技広場 1 又は球技広場 2 を使用する場合で、アマチュアスポーツ又は保健事業以外のものに使用するとき、この表に規定する額の 5 倍の額を徴収する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岸和田市都市公園条例第26条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市公園内における行為の許可（当該許可を受けた事項を変更しようとするときを含む。以下同じ。）について適用し、同日前に申請された都市公園内における行為の許可については、なお従前の例による。